

第八号議案

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部を改正する規則

(大分県立社会教育総合センター管理規則の一部改正)

第一条 大分県立社会教育総合センター管理規則(平成二十一年大分県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立青少年の家管理規則

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成二十年大分県条例第五十三号)第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第二条 香々地青少年の家及び九重青少年の家に、それぞれ事業課を置く。

第三条から第四条までを削る。

第五条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「現金」を「予算の執行並びに現金」に、「出納」を「出納命令」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

四 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。

第五条中第二号を第三号とし、同条第一号中「(事業課が管守するものに限る。)」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第三条とする。

一 関係行政機関との連携及び連絡調整に関すること。

第六条第一項中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 所長

二 副所長

第六条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条第三項中「次長」を「副所長」に、「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第四条とする。

第七条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第六条とする。

(大分県立社会教育総合センター利用規則の一部改正)

第二条 大分県立社会教育総合センター利用規則(平成二十一年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大分県立青少年の家利用規則

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成二十年大分県条例第五十三号。以下「条例」という。)第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「総合センター」を「青少年の家」に改める。

「第二章 施設等の利用」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

(利用許可の申請)

第三条 青少年の家を利用しようとするものは、大分県立青少年の家利用許可申請書（第一号様式）により、所長に利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、利用日の一年前から二十日前までに行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第四条 所長は、青少年の家の利用を許可したときは、大分県立青少年の家利用許可書（第二号様式）を交付するものとする。

第五条を削る。

第六条第一項中「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認申請書」を「大分県立青少年の家利用許可変更承認申請書」に、「センター長」を「所長」に改め、同条第二項中「センター長」を「所長」に、「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認書」を「大分県立青少年の家利用許可変更承認書」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「総合センターの施設等」を「青少年の家」に、「大分県立社会教育総合センター利用中止届」を「大分県立青少年の家利用中止届」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第十一条」を「第十条」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「すでに」を「既に」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条ただし書」を「第十条ただし書」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、**同条を第九条とする。**

二 県内の義務教育学校に在籍する児童及び生徒並びにその指導者

第十一条第一項各号列記以外の部分中「総合センター」を「青少年の家」に、「センター長」を「所長」に改め、同項第五号中「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条第二項中「センター長」を「所長」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

第十三条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、回条を第十二条とする。

第十四条中「総合センター」を「青少年の家」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、回条を第十三条とす。

第十三條を註る。

第十四條を註る。

第十二条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、回条を第十四条とす。

第一号様式(その二)中「第一号様式(その二)」(第 4 条関

係)と「第 1 号様式(第 3 条関係)」に「大分県立社会教育総合センター香々地 青少年

の家利用許可申請書」と「大分県立青少年の家利用許可申請書」に「大分県立社会教育総合センター長」と「大分県立社会教育総合センター香々地 青少年の家所長」に「大分県立社会教育総合センター」

と「大分県立青少年の家利用規則第 3 条第 1 項」に「その他センター長」と「その他所長」に「回条(その二)」と「回条(その二)」に「第 2 号様式(その二)」(第 5 条関

係)と「第 2 号様式(第 4 条関係)」に「大分県立社会教育総合センター香々地 青少年

の家利用許可書」と「大分県立青少年の家利用許可書」に「大分県立社会教育総合センター長」と「大分県立社会教育総合センター香々地 青少年の家所長」に「大分県立社会教育総合センター」

と「大分県立青少年の家利用規則第 4 条」に「回条(その二)」と「回条(その二)」

と「第 6 条関係」に「第 5 条関係」に「大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認申請書」と「大分県立青少年の家利用許可変更承認申請書」に「大分県立社会教育総合センター長」と「大分県立社会教育総合センター香々地 青少年の家所長」に「大分県立社会教育総合センター」

「<sup>九</sup>香々地青少年の家の」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター利用規則第6条」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立青少年の家利用規則第5条第1項」<sup>九</sup>

利用する施設	社会教育総合センター	(		)
	社会教育総合センター		<sup>九</sup> 香々地青少年の家	
	社会教育総合センター		<sup>九</sup> 重青少年の家	

「<sup>九</sup>宿泊場所 宿泊棟・キャンプ場」<sup>九</sup> <sup>九</sup>住所No。

「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター利用規則第6条関係」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>第5条関係」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認書」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立青少年の家利用許可変更承認書」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター長」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立<sup>九</sup>香々地<sup>九</sup>青少年の家所長」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>社会教育総合センター」<sup>九</sup>

「<sup>九</sup>香々地<sup>九</sup>青少年の家の」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター利用規則第6条」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立青少年の家利用規則第5条第2項」<sup>九</sup>

利用する施設	社会教育総合センター	(		)
	社会教育総合センター		<sup>九</sup> 香々地青少年の家	
	社会教育総合センター		<sup>九</sup> 重青少年の家	

「<sup>九</sup>宿泊場所 宿泊棟・キャンプ場」<sup>九</sup> <sup>九</sup>住所No。

「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター利用規則第7条関係」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>第6条関係」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター利用中止届」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立青少年の家利用中止届」<sup>九</sup>「<sup>九</sup>大分県立社会教育総合センター長」<sup>九</sup>

「大分県立 香々地 青少年の家所長」を「大分県立 香々地 青少年の家」に改め、  
 「大分県立 香々地 青少年の家」を「大分県立社会教育総合センター利用規則第 7 条」を「大分県立青少年の家  
 利用規則第 6 条」に改める。

利用する施設	社会教育総合センター（香々地青少年の家） 社会教育総合センター 香々地青少年の家 社会教育総合センター 九重青少年の家
--------	---

「宿泊場所」を「宿泊棟・キャンプ場」に改める。

第六号様式及び第七号様式を削る。  
 （大分県立図書館管理規則の一部改正）

第三条 大分県立図書館管理規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の学校・地域支援課の項中「学校・地域支援担当」を「図書館・学校支援担当、地域学習支援担当」に改める。

第五条第一号中「市町村立図書館の」を「市町村立図書館及び学校図書館に対する」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「貸出文庫等館外事業」を「団体貸出文庫」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条に次の七号を加える。

- 五 社会教育に関する事業の企画、調査及び研究並びに研修に関する事。
- 六 社会教育施設及び社会教育関係団体に対する指導、助言及び支援に関する事。
- 七 社会教育における学校、家庭及び地域の連携及び協力の促進に関する事。
- 八 社会教育に関する講座の開設等の学習機会の提供に関する事。
- 九 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の機会の提供に関する事。

- 十 社会教育に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 十一 県民の学習活動の相談に関すること。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

県立社会教育総合センターを廃止するとともに、同センターの業務の一部を県立図書館が行うこととしたことに伴い規定を整備し、及び青少年の家の利用者数の増加を図るため、利用許可の申請を利用日の一年前から行うことができるようにしたので提案する。

<p>大分県立社会教育総合センター管理規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第一号） 新旧対照表</p> <p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;"><u>大分県立青少年の家管理規則</u></p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（課の設置）</p> <p>第二条 香々地青少年の家及び九重青少年の家に、それぞれ事業課を置く。</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p>	<p style="text-align: center;"><u>大分県立社会教育総合センター管理規則</u></p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）第十三条の規定に基づき、大分県立社会教育総合センター（以下「総合センター」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（課の設置）</p> <p>第二条 総合センターに、総務管理課、研修企画課及び学習支援課を置く。</p> <p>2 香々地青少年の家及び九重青少年の家（以下「青少年の家」という。）に、それぞれ事業課を置く。</p> <p style="text-align: center;">（総務管理課の分掌事務）</p> <p>第三条 総務管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 各課の所掌事務の総合調整に関すること。</p> <p>二 関係行政機関との連携及び連絡調整に関すること。</p> <p>三 公印の管守に関すること（事業課が管守するものを除く。）。</p> <p>四 文書の収受、発送その他文書管理の総括に関すること。</p> <p>五 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>六 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること。</p> <p>七 総合センターの施設及び設備の維持管理及び利用に関すること（事業課の所管に係る事項を除く。）。</p> <p>八 その他他課の所掌に属さない事項に関すること。</p>



( 削 除 )

( 削 除 )

( 事 業 課 の 分 掌 事 務 )

第三條 事業課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関係行政機関との連携及び連絡調整に関すること。
- 二 公印の管守に関すること。
- 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

( 研 修 企 画 課 の 分 掌 事 務 )

第三條の二 研修企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する事業の企画立案及び進行管理に関すること。
  - 二 社会教育に関する調査及び研究に関すること。
  - 三 社会教育に関する研修に関すること。
  - 四 社会教育施設及び社会教育関係団体に対する指導、助言及び支援に関すること。
  - 五 広報に関すること。
  - 六 その他社会教育に関する事業の実施に関すること。
- ( 学 習 支 援 課 の 分 掌 事 務 )

第四條 学習支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会教育における学校、家庭及び地域の連携及び協力の促進に関すること。
- 二 社会教育に関する講座の開設、講習会の開催等の学習機会の提供に関すること。
- 三 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の機会の提供に関すること。
- 四 社会教育に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 五 県民の学習活動の相談に関すること。
- 六 視聴覚教育に関する教材教具の収集及び貸出しに関すること。

( 事 業 課 の 分 掌 事 務 )

第五條 事業課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- ( 新 設 )
- 一 公印の管守に関すること ( 事業課が管守するものに限る ) 。
  - 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

<p>四 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>五 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること。</p> <p>六 青少年の集団宿泊研修の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 青少年の生活指導並びに自然体験活動、スポーツ、レクリエーション等の指導及び助言に関すること。</p> <p>八 社会教育関係団体その他青少年の家の利用者の指導及び助言に関すること。</p> <p>九 青少年の家の施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>十 その他青少年の家における必要な指導業務に関すること。</p>	<p>（職員の仕事）</p> <p>第四条 青少年の家の職員の仕事として、次の仕事を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 副所長</p> <p>（削る）</p> <p>三 参事</p> <p>四 課長</p> <p>五 課長補佐</p> <p>六 主幹</p> <p>七 主任社会教育主事</p> <p>八 指導主事</p> <p>九 副主幹</p> <p>十 社会教育主事</p> <p>十一 主査</p> <p>十二 専門員</p> <p>十三 主任</p> <p>十四 主事</p> <p>十五 技師</p> <p>十六 用務員</p>
--	---

<p>（新設）</p> <p>三 現金、有価証券及び物品の出納 に関すること。</p> <p>四 青少年の集団宿泊研修の指導及び助言に関すること。</p> <p>五 青少年の生活指導並びに自然体験活動、スポーツ、レクリエーション等の指導及び助言に関すること。</p> <p>六 社会教育関係団体その他青少年の家の利用者の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 青少年の家の施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>八 その他青少年の家における必要な指導業務に関すること。</p>	<p>（職員の仕事）</p> <p>第六条 総合センターの職員の仕事として、次の仕事を置く。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 次長</p> <p>三 所長</p> <p>四 参事</p> <p>五 課長</p> <p>六 課長補佐</p> <p>七 主幹</p> <p>八 主任社会教育主事</p> <p>九 指導主事</p> <p>十 副主幹</p> <p>十一 社会教育主事</p> <p>十二 主査</p> <p>十三 専門員</p> <p>十四 主任</p> <p>十五 主事</p> <p>十六 技師</p> <p>十七 用務員</p>
---	---

<p>2 所長 は、上司の命を受け、青少年の家 の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 副所長は、所長 を補佐し、青少年の家 の事務を処理する。</p> <p>( 削る )</p> <p>4 参事は、上司の命を受け、専門的事項の指導及び助言に関する事務並びに特定の事務を処理する。</p> <p>5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>6 課長補佐は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>7 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</p> <p>8 主任社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。</p> <p>9 指導主事は、上司の命を受け、学校教育及び社会教育の連携に関する特定の事務を処理する。</p> <p>10 副主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</p> <p>11 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する指導業務に従事する。</p> <p>12 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p>13 専門員は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p>14 主任は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>15 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>16 技師は、上司の命に従い、事務を補助し、又は自動車の運転及び整備若しくはボイラーに関する業務に従事する。</p> <p>17 用務員は、上司の命に従い、業務に従事する。</p> <p>( 職員の数 )</p> <p>第五条 青少年の家 の職員の数は、教育長が定める。</p> <p>( 委任 )</p> <p>第六条 この規則に定めるもののほか、青少年の家 の管理に關し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>2 センター長は、上司の命を受け、総合センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 次長 は、センター長を補佐し、総合センターの事務を処理する。</p> <p>4 所長は、上司の命を受け、青少年の家の事務を処理する。</p> <p>5 参事は、上司の命を受け、専門的事項の指導及び助言に関する事務並びに特定の事務を処理する。</p> <p>6 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>7 課長補佐は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>8 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</p> <p>9 主任社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。</p> <p>10 指導主事は、上司の命を受け、学校教育及び社会教育の連携に関する特定の事務を処理する。</p> <p>11 副主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。</p> <p>12 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する指導業務に従事する。</p> <p>13 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p>14 専門員は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p>15 主任は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>16 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>17 技師は、上司の命に従い、事務を補助し、又は自動車の運転及び整備若しくはボイラーに関する業務に従事する。</p> <p>18 用務員は、上司の命に従い、業務に従事する。</p> <p>( 職員の数 )</p> <p>第七条 総合センターの職員の数は、教育長が定める。</p> <p>( 委任 )</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、総合センターの管理に關し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
---	--

大分県立社会教育総合センター利用規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

改正案

現 行

大分県立青少年の家利用規則  
( 削る )

大分県立社会教育総合センター利用規則  
目次  
第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 施設等の利用（第三条 第十四条）  
第三章 教材教具の利用（第十五条 第二十一条）  
第四章 雑則（第二十二条）  
附則  
第一章 総則  
( 趣旨 )

( 削る )  
( 趣旨 )

第一条 この規則は、大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、大分県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

( 休業日 )

第二条 青少年の家の休業日は、十二月二十九日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同月三日までとする。

2 ( 略 )

( 削る )

( 利用許可の申請 )

第三条 青少年の家を利用しようとするものは、大分県立青少年の家利用許可申請書（第一号様式）により、所長に利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、利用日の一年前から二十日前までに行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

( 趣旨 )

第一条 この規則は、大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、大分県立社会教育総合センター（以下「総合センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

( 休業日 )

第二条 総合センターの休業日は、十二月二十九日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同月三日までとする。

2 ( 略 )

第二章 施設等の利用

( 利用時間 )

第三条 総合センターの次の表の上欄に掲げる施設（香々地青少年の家及び九重青少年の家（以下「青少年の家」という。）の施設を除く。）の利用時間は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

施設	利用時間
データバンク室	午前九時から午後五時まで

多目的ホール	
視 聴 覚 室	
第一創作室	午前九時から午後九時まで。ただし、日
第二創作室	曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法
第一セミナー室	律（昭和二十三年法律第七十八号）に
第二セミナー室	規定する休日は午前九時から午後五時ま
第一研修室	で
第二研修室	
第一和室	
第二和室	

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第四条 所長は、青少年の家の利用を許可したときは、大分県立青少年の家利用許可書（第二号様式）を交付するものとする。

第四条 総合センターの施設、設備及び視聴覚教育に関する教材教具（以下「施設等」という。）を利用しようとするもの（視聴覚教育に関する教材教具（以下単に「教材教具」という。）を施設外で利用しようとするものを除く。）は、大分県立社会教育総合センター利用許可申請書（第一号様式）により、センター長に利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、次に定める期間内に行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

一 総合センターの施設等を利用しようとする場合（青少年の家の施設等を利用しようとする場合を除く。）は、社会教育関係団体及び青少年団体（学生、生徒及び児童の団体を含む。）にあっては利用日の六箇月前から二日前まで、その他のものにあつては利用日の三箇月前から二日前まで

二 青少年の家の施設等を利用しようとする場合は、利用日の六箇月前から二十日前まで

(利用の許可)

第五条 センター長は、総合センターの施設等の利用を許可した

(削る)

(利用許可の変更承認申請等)

第五条 前条の規定により利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、利用許可の申請事項を変更しようとするときは、大分県立青少年の家利用許可変更承認申請書(第三号様式)により、所長 に変更承認の申請をしなければならぬ。

2 所長 は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、大分県立青少年の家利用許可変更承認書(第四号様式)を交付するものとする。

(利用の中止届)

第六条 利用者は、青少年の家 の利用を中止しようとするときは、大分県立青少年の家利用中止届(第五号様式)により、所長 に届け出なければならぬ。

(使用料の納期)

第七条 利用者は、条例第十条 に規定する使用料を所長が指定する日までに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第八条 既に 納入された使用料は、還付しない。ただし、所長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料を徴収しないもの)

第九条 条例第十条ただし書 に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 県内の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の指導者

二 県内の義務教育学校に在籍する児童及び生徒並びにその指導者

三 県内の特別支援学校に在籍する児童及び生徒(小学部及び中学部に在籍するものに限る。)並びにその指導者

ときは、大分県立社会教育総合センター利用許可書(第二号様式)を交付するものとする。

(利用許可の変更承認申請等)

第六条 前条の規定により利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、利用許可の申請事項を変更しようとするときは、大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認申請書(第三号様式)により、センター長に変更承認の申請をしなければならぬ。

2 センター長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認書(第四号様式)を交付するものとする。

(利用の中止届)

第七条 利用者は、総合センターの施設等の利用を中止しようとするときは、大分県立社会教育総合センター利用中止届(第五号様式)により、センター長に届け出なければならぬ。

(使用料の納期)

第八条 利用者は、条例第十一条に規定する使用料をセンター長が指定する日までに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第九条 すでに納入された使用料は、還付しない。ただし、センター長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料を徴収しないもの)

第十条 条例第十一条ただし書に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 県内の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の指導者

(新設)

二 県内の特別支援学校に在籍する児童及び生徒(小学部及び中学部に在籍するものに限る。)並びにその指導者

四 小学校就学の始期に達するまでの者及びその指導者

(行為の禁止等)

第十条 青少年の家 においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為について所長 の承認を受けたときは、この限りでない。

一 四 (略)

五 その他所長 が青少年の家 の管理上必要と認めて禁止する行為

2 所長 は、前項の規定に違反した者に対し、青少年の家 からの退去を命ずることができる。

(利用者の保安責任)

第十一条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

(職員の立入り)

第十二条 職員は、青少年の家 の管理上必要があるときは、利用許可に係る施設に立ち入ることができる。

(原状の回復)

第十三条 利用者は、青少年の家 の利用を終了したときは、直ちに利用前の原状に復し、職員の検査を受けなければならない。条例第九条第一項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を制限されたときも、同様とする。

(削る)

(削る)

三 小学校就学の始期に達するまでの者及びその指導者

(行為の禁止等)

第十一条 総合センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為についてセンター長の承認を受けたときは、この限りでない。

一 四 (略)

五 その他センター長が総合センターの管理上必要と認めて禁止する行為

2 センター長は、前項の規定に違反した者に対し、総合センターからの退去を命ずることができる。

(利用者の保安責任)

第十二条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

(職員の立入り)

第十三条 職員は、総合センターの管理上必要があるときは、利用許可に係る施設に立ち入ることができる。

(原状の回復)

第十四条 利用者は、総合センターの施設等の利用を終了したときは、直ちに利用前の原状に復し、職員の検査を受けなければならない。条例第十条第一項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を制限されたときも、同様とする。

第三章 教材教具の利用

(教材教具の利用許可の申請)

第十五条 教材教具を施設外で利用しようとするものは、教材教具利用申請書(第六号様式)により、センター長に利用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、利用日の三箇月前から二日前までに行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

( 削る )

( 教材教具の利用者の範囲 )  
第十六条 教材教具を施設外で利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校、公民館その他の教育機関
- 二 官公署、社会教育関係団体又は青少年団体
- 三 その他センター長が特に適当と認められたもの

( 教材教具の利用許可の制限 )

第十七条 センター長は、教材教具の利用が政党活動又は宗教活動を目的とするものであるときは、その利用を許可しないものとする。

( 教材教具の利用許可 )

第十八条 センター長は、教材教具の利用を許可するときは、教材教具利用許可書（第七号様式）を交付するものとする。

( 教材教具の利用期間 )

第十九条 教材教具の利用期間は、十日以内とする。ただし、センター長が教材教具の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

( 教材教具の管理等 )

第二十条 第十八条の規定により教材教具の利用許可を受けたもの（以下「教材教具利用者」という。）は、教材教具を許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡してはならない。

2 | 教材教具利用者は、利用許可を受けた教材教具を常に良好な状態に保ち、誠実にこれを管理しなければならない。

3 | 教材教具利用者は、利用許可を受けた教材教具に損傷、滅失等不慮の事故が発生したときは、直ちにその旨をセンター長に報告しなければならない。

4 | 教材教具利用者は、利用許可を受けた教材教具の操作、使用等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

( 削る )

( 削る )

( 削る )

( 削る )



<p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 委 任 )</p> <p>第十四条 この規則に定めるもののほか、青少年の家 の利用 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 教 育 長 が 別 に 定 め る。</p>	<p>( 教 材 教 具 の 返 納 )</p> <p>第二十一条 教材教具利用者は、教材教具の利用を終了したとき は、利用前の原状に復し、返納期日までに当該教材教具を返納 し な け れ ば な ら な い。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>( 委 任 )</p> <p>第二十二条 この規則に定めるもののほか、総合センターの利用 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 教 育 長 が 別 に 定 め る。</p>
--	---

改正案

現 行

(別添)

第1号様式(その1) (第4条関係)

大分県立社会教育総合センター利用許可申請書

年 月 日

大分県立社会教育総合センター長 殿

住 所 〒

申請者 団 体 名

代表者名

電話番号 ( ) -

下記のとおり社会教育総合センターを利用したいので、大分県立社会教育総合センター利用規則第4条の規定により申請します。

記

利用の目的	年 月 日 ( 曜日 )			時 分 ~ 時 分			備 考
	年	月	日	年	月	日	
利用の日時	年	月	日 ( 曜日 )	時	分	分	
	年	月	日 ( 曜日 )	時	分	分	
	年	月	日 ( 曜日 )	時	分	分	
利用する施設 (○印で囲む) 利用する設備 又は教材教具 利用責任者の 住所及び氏名	多目的ホール 視聴覚室 第1創作室 第2創作室 第1セミナー室 第2セミナー室 第1研修室 第2研修室 (○印で囲む) 礼 ( 脚 ) いす ( 脚 ) ベイク ( 本 ) その他 ( )						
利用責任者の住所及び氏名	〒			電話 ( ) -		利用人数	人

注 以下は記入しないこと。

許可年月日	許可番号	使用料	団 体 名		青少年団体 その他
			区	分	
年 月 日			区	分	
決 裁					

改正案

現 行

第 1 号様式 (第 3 条関係)

大分県立青少年の家利用許可申請書

年 月 日

大分県立 香々地 九重 青少年の家所長 殿

住 所 〒  
申請者 団体名  
代表者名  
電話番号 ( ) ( ) ( )

下記のとおり 九重 香々地 青少年の家を利用したいので、大分県立青少年の家利用規則第 3 条第 1 項 の規定により申請します。

記

宿泊場所	宿泊棟 ・ キャンプ場	
利用の目的		
利用の期間	入所日時 年 月 日 (曜日) 時	退所日時 年 月 日 (曜日) 時
利用の人数	男性.....人 (うち引率者.....人) 女性.....人 (うち引率者.....人)	合計 人
担当者の氏名及び連絡先	電話 ( ) ( ) ( )	

- その他の提出書類
- 1 利用者名簿 (入所日まで)
  - 2 活動計画書
  - 3 食事注文書
  - 4 その他所長が必要とする書類

注 以下は記入しないこと。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
利用者の区分	県内 (就学前、小中学生、高校生、青少年団体、社教団体、その他)	県外 (就学前、小中学生、高校生、青少年団体、社教団体、その他)	
決 裁			

第 1 号様式 (その 2) (第 4 条関係)

大分県立社会教育総合センター 香々地 九重 青少年の家利用許可申請書

年 月 日

大分県立社会教育総合センター長 殿

住 所 〒  
申請者 団体名  
代表者名  
電話番号 ( ) ( ) ( )

下記のとおり 九重 香々地 青少年の家を利用したいので、大分県立社会教育総合センター利用規則第 4 条の規定により申請します。

記

宿泊場所	宿泊棟 ・ キャンプ場	
利用の目的		
利用の期間	入所日時 年 月 日 (曜日) 時	退所日時 年 月 日 (曜日) 時
利用の人数	男性.....人 (うち引率者.....人) 女性.....人 (うち引率者.....人)	合計 人
担当者の氏名及び連絡先	電話 ( ) ( ) ( )	

- その他の提出書類
- 1 利用者名簿 (入所日まで)
  - 2 活動計画書
  - 3 食事注文書
  - 4 その他センター長が必要とする書類

注 以下は記入しないこと。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
利用者の区分	県内 (就学前、小中学生、高校生、青少年団体、社教団体、その他)	県外 (就学前、小中学生、高校生、青少年団体、社教団体、その他)	
決 裁			

改正案

現行

(別添)

第 2 号様式 (その 1) (第 5 条関係)

大分県立社会教育総合センター利用許可書

第 年 月 日 号

殿

大分県立社会教育総合センター長 印

年 月 日付けで申請のあった社会教育総合センターの利用については、大分県立社会教育総合センター利用規則第 5 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用の目的	利用の日時				備考
	年 月 日	時 分	時 分	時 分	
利用する施設 (○印で囲む) 利用する設備 又は教材教具 利用責任者の 住所及び氏名 使用料	年 月 日 ( 曜日 )	時 分	時 分	時 分	多目的ホール 視聴覚室 第 1 創作室 第 2 創作室 第 1 セミナー室 第 2 セミナー室 第 1 研修室 第 2 研修室 第 1 和室 第 2 和室 礼 ( 脚 ) いす ( 脚 ) ベイク ( 本 ) その他 ( )
許可条件	〒	電話 ( )	利用人数	人	
	円	使用料納入期限	年 月 日まで		

改正案

第 2 号様式 (第 4 条関係)

大分県立青少年の家利用許可書

第 年 月 日 号

殿

大分県立 香々地 青少年の家所長 印

年 月 日付けで申請のあった九 重 香々地 青少年の家の利用については、大分県立  
 青少年の家利用規則第 4 条 \_\_\_\_\_ の規定により、下記のとおり許可します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場				
利 用 の 目 的					
利 用 期 間	入 所 日 時	年 月 日 ( 曜 日 )	時		
	退 所 日 時	年 月 日 ( 曜 日 )	時		
利 用 の 人 数	男 性	人 (うち引率者	人)	合 計	人
	女 性	人 (うち引率者	人)		
担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先					電 話 ( ) —
許 可 条 件					

- 注 1 この許可書は、入所当日に提示すること。  
 2 この許可に係る事項に変更があるときは、直ちに申し出て変更承認を受けること。

現 行

第 2 号様式 (その 2) (第 5 条関係)

大分県立社会教育総合センター 香々地 青少年の家利用許可書

第 年 月 日 号

殿

大分県立社会教育総合センター長 印

年 月 日付けで申請のあった九 重 香々地 青少年の家の利用については、大分県立  
 社会教育総合センター利用規則第 5 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場				
利 用 の 目 的					
利 用 期 間	入 所 日 時	年 月 日 ( 曜 日 )	時		
	退 所 日 時	年 月 日 ( 曜 日 )	時		
利 用 の 人 数	男 性	人 (うち引率者	人)	合 計	人
	女 性	人 (うち引率者	人)		
担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先					電 話 ( ) —
許 可 条 件					

- 注 1 この許可書は、入所当日に提示すること。  
 2 この許可に係る事項に変更があるときは、直ちに申し出て変更承認を受けること。

改正案

第 3 号 様 式 ( 第 5 条 関 係 )

大分県立青少年の家族利用許可変更承認申請書

年 月 日

大分県立 香々地九重 青少年の家所長 殿

住 所  
申 請 者 団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号 (      )      -

年 月 日 付 け 第 号 で 許 可 の あ っ た 香々地九重 青少年の家の利用について、下記のとおり変更したいので、**大分県立青少年の家族利用規則第 5 条第 1 項**の規定により申請します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場	
利 用 の 目 的		
変 更 の 内 容	当 初	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

注 以下は記入しないこと。

承認年月日	年	月	日	承認番号	第	号	使用料
決 裁							

現 行

第 3 号 様 式 ( 第 6 条 関 係 )

大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認申請書

年 月 日

大分県立社会教育総合センター長 殿

住 所  
申 請 者 団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号 (      )      -

年 月 日 付 け 第 号 で 許 可 の あ っ た 社 会 教 育 総 合 セ ン タ ー の 利 用 に つ い て、下記のとおり変更したいので、**大分県立社会教育総合センター利用規則第 6 条**の規定により申請します。

記

利 用 す る 施 設	社会教育総合センター (      ) 社会教育総合センター <u>香々地</u> 青少年の家 社会教育総合センター <u>九重</u> 青少年の家	
利 用 の 目 的		
変 更 の 内 容	当 初	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

注 以下は記入しないこと。

承認年月日	年	月	日	承認番号	第	号	使用料
決 裁							

改正案

第 4 号 様 式 ( 第 5 条 関 係 )

大分県立青少年の家利用許可変更承認書

第 号  
年 月 日

殿

大分県立 香々地 香々地 青少年の家所長 印

年 月 日 付けで申請のあった九重香々地青少年の家の利用の変更について、  
大分県立青少年の家利用規則第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場			
利 用 の 目 的	当 初			
	変 更 後			
変 更 の 内 容	変更後			
変 更 承 認 の 条 件				
使 用 料	納 付 済 額	今 回 納 付 額	納 付 期 限	日 まで
			年 月	
備 考				

現 行

第 4 号 様 式 ( 第 6 条 関 係 )

大分県立社会教育総合センター利用許可変更承認書

第 号  
年 月 日

殿

大分県立社会教育総合センター長 印

年 月 日 付けで申請のあった社会教育総合センターの利用の変更について、  
大分県立社会教育総合センター利用規則第 6 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

利 用 す る 施 設	社会教育総合センター ( ) 社会教育総合センター 香々地青少年の家 社会教育総合センター 九重青少年の家			
利 用 の 目 的	当 初			
	変 更 後			
変 更 の 内 容	変更後			
変 更 承 認 の 条 件				
使 用 料	納 付 済 額	今 回 納 付 額	納 付 期 限	日 まで
			年 月	
備 考				

改正案

第 5 号 様 式 ( 第 6 条 関 係 )

大分県立青少年の家利用中止届

年 月 日

大分県立 香々地九重 青少年の家所長 殿

住 所  
申 請 者 団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号 (     )     -     -

年 月 日 付 け 第 号 で 許 可 の あ っ た 香々地九重 青少年の家の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立青少年の家利用規則第 6 条 の規定により届け出ます。

記

宿 泊 場 所	宿泊棟 ・ キャンプ場				
利 用 の 目 的					
利 用 許 可 の 日 時 及 び 期 間	年 月 日	( 曜 日 )	時 分	から	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 まで (     ) 日間
利 用 中 止 の 理 由					

注 以下は記入しないこと。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	納 付 済 使 用 料
決 裁				

現 行

第 5 号 様 式 ( 第 7 条 関 係 )

大分県立社会教育総合センター利用中止届

年 月 日

大分県立社会教育総合センター長 殿

住 所  
申 請 者 団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号 (     )     -     -

年 月 日 付 け 第 号 で 許 可 の あ っ た 社会教育総合センター の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立社会教育総合センター利用規則第 7 条 の規定により届け出ます。

記

利 用 す る 施 設	社会教育総合センター (     ) 社会教育総合センター 香々地青少年の家 社会教育総合センター 九重青少年の家				
利 用 の 目 的					
利 用 許 可 の 日 時 及 び 期 間	年 月 日	( 曜 日 )	時 分	から	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 まで (     ) 日間
利 用 中 止 の 理 由					

注 以下は記入しないこと。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	納 付 済 使 用 料
決 裁				



改 正 案

現 行

( 削 る )

第 6 号 様 式 ( 第 15 条 関 係 )

教 材 教 具 利 用 申 請 書

年 月 日

大分県立社会教育総合センター長 殿

住 所 〒

申 請 者 団 体 名

代 表 者 名

電 話 番 号 ( ) -

下 記 の と お り 教 材 教 具 を 利 用 し た い の で 、 大 分 県 立 社 会 教 育 総 合 セ ン タ ー 利 用 規 則 第 15 条 の 規 定 に よ り 利 用 を 申 請 し ま す 。

記

利 用 年 月 日	年	月	日	返 納 期 日	年	月	日	利 用 日 数	日
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	〒			電 話	( )	-	利 用 場 所	利 用 人 数	名
利 用 目 的				教 材 名	又	は	教 具 名	登 録 番 号	
1									
2									
3									
4									
5									
貸 出 方 法	来 所			そ の 他 ( )					

注 教 材 教 具 の 送 料 は 利 用 者 負 担 と す る 。

注 以 下 は 記 入 し な い こ と 。

許 可 番 号			
決 裁			
返 納 年 月 日	返 納 確 認	整 備 状 況 の 良 否	使 用 中 の 事 故 、 そ の 他

改正案

現 行

(別添)

第 7 号 様 式 ( 第 18 条 関 係 )

教 材 教 具 利 用 許 可 書

第 年 月 日 号

殿

大分県立社会教育総合センター長 印

年 月 日 付 け で 利 用 申 請 の あ っ た 教 材 教 具 の 利 用 に つ い て は 、 大 分 県 立 社 会 教 育 総 合 セ ン タ ー 利 用 規 則 第 18 条 の 規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 許 可 し ま す 。

記

利用年月日	年	月	日	返納期日	年	月	日	利用日数	日
利用責任者の住所及び氏名	〒			電話	( )	—	利用場所	利用人数	名
利用目的	教 材 名 又 は 教 具 名								
1									
2									
3									
4									
5									
貸出方法	来所			その他 ( )					
許可条件									

- 注 1 利用後は返納期日までに必ず返却すること。  
 2 教材教具は、損傷のないよう慎重に取り扱うこと。  
 3 教材教具の送料は利用者負担とする。

改正案

現行

第一条（略）  
（課及び担当の設置）  
第二条 図書館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の当該下欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務企画課	総務企画担当、資料管理担当
サービス課	児童サービス担当、調査相談・郷土情報担当
学校・地域支援課	図書館・学校支援担当、地域学習支援担当

第一条（略）  
（課及び担当の設置）  
第二条 図書館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の当該下欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務企画課	総務企画担当、資料管理担当
サービス課	児童サービス担当、調査相談・郷土情報担当
学校・地域支援課	学校・地域支援担当

第三条・第四条（略）  
（学校・地域支援課の分掌事務）

第五条 学校・地域支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 市町村立図書館及び学校図書館に対する支援及び協力に関すること。

（削る）

- 二 地域ボランティアの支援及び連携に関すること。
- 三 図書館ネットワークの推進に関すること。
- 四 団体貸出文庫 に関すること。

（削る）

五 社会教育に関する事業の企画、調査及び研究並びに研修に関すること。

六 社会教育施設及び社会教育関係団体に対する指導、助言及び支援に関すること。

七 社会教育における学校、家庭及び地域の連携及び協力の促進に関すること。

第三条・第四条（略）  
（学校・地域支援課の分掌事務）

第五条 学校・地域支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 市町村立図書館の 支援及び協力に関すること。

二 学校図書館の支援に関すること。

三 地域ボランティアの支援及び連携に関すること。

四 図書館ネットワークの推進に関すること。

五 貸出文庫等館外事業に関すること。

六 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

<p>進に関すること。</p> <p>八 社会教育に関する講座の開設等の学習機会の提供に関すること。</p> <p>九 社会教育における学習成果を活用した教育活動等の機会の提供に関すること。</p> <p>十 社会教育に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。</p> <p>十一 県民の学習活動の相談に関すること。</p> <p>第六条～第八条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第六条～第八条 (略)</p>
--	--

# 大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

## 1 提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、規則の改正を行うもの。

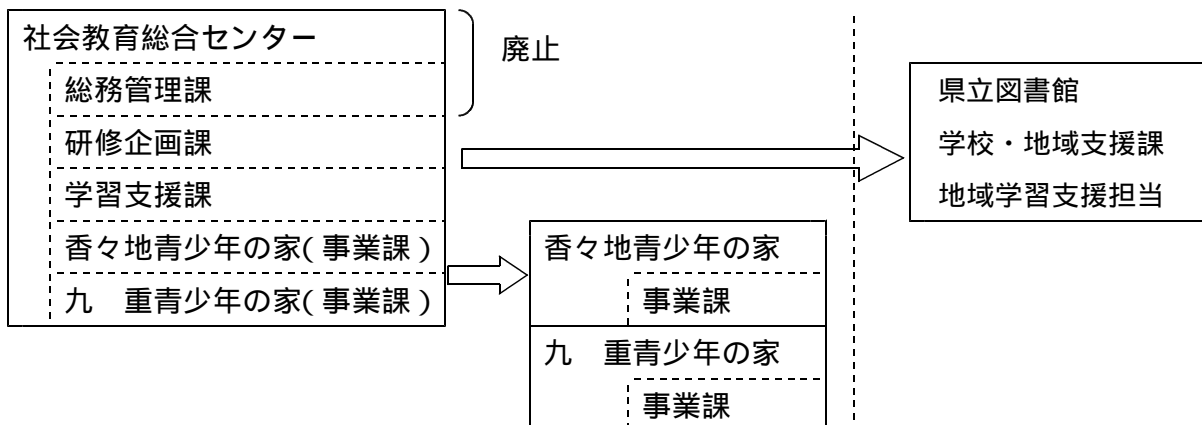
## 2 主な改正内容

### (1) 大分県立社会教育総合センター管理規則の一部改正

規則の題名を「大分県立社会教育総合センター管理規則」から「大分県立青少年の家管理規則」に改正（題名）

規則の趣旨を「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例第 13 条」から「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第 12 条」に改正（第 1 条）

課の設置を改正（第 2 条）



総務管理課、研修企画課及び学習支援課の分掌事務を削除（第 3 条、第 4 条）  
 その他所要の規定の整備（第 5 条から第 8 条まで）

(2) 大分県立社会教育総合センター利用規則の一部改正

規則の題名を「大分県立社会教育総合センター利用規則」から「大分県立青少年の家利用規則」に改正（題名）

規則の趣旨を「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例第 13 条」から「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第 12 条」に改正（第 1 条）

「センターの休業日」を「青少年の家の休業日」に改正（第 2 条）

センターの施設の利用時間及び利用許可の申請を削除（第 3 条、第 4 条）

施 設	利 用 時 間	
多目的ホール	午前 9 時から午後 9 時まで ただし、日曜日、土曜日及 び休日は午前 9 時から午後 5 時まで	⇒ 施設の廃止により削除
視聴覚室		
第一創作室		
第二創作室		
： 第二和室		

青少年の家の利用許可の申請日を改正（第 4 条）

現 行	今 後
利用日の 6 箇月前から 20 日前まで	⇒ 利用日の 1 年前から 20 日前まで

その他所要の規定の整備（目次、章名、第 5 条から第 22 条、様式）

(3) 大分県立図書館管理規則の一部改正

学校・地域支援課の担当を 1 担当から 2 担当に改正（第 2 条）

課 名	担 当 名	課 名	担 当 名
学校・地域 支援課	学校・地域支援担当	⇒ 学校・地域 支援課	図書館・学校支援担当 地域学習支援担当

学校・地域支援課の分掌事務にセンターで行っていた分掌事務を追加（第 5 条）

### 3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日